5月13日更新ページ P14

# 外来感染対策向上加算

2022年<u>5月13日時点</u>(疑義解釈<u>8</u>まで)

日本ヘルスケアプランニング株式会社



## ➤ 外来感染対策向上加算 6点

組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た <u>保険医療機関(**診療所に限る**。)</u>において診療を行った場合は、外来感染対策向上加算として、<u>患者1人につき月1回</u>に 限り所定点数に加算する。)

- (※)以下を算定する場合において算定可能とする(ただし、以下の各項目において外来感染対策向上加算を算定した場合には、 同一月に他の項目を算定する場合であっても当該加算を算定することはできない。)。
  - ア初診料 注11
  - イ 再診料 注15
  - ウ 小児科外来診療料
  - エ 外来リハビリテーション診療料
  - 才 外来放射線照射診療料
  - 力 地域包括診療料
  - キ 認知症地域包括診療料
  - ク 小児かかりつけ診療料
  - ケ外来腫瘍化学療法診療料
  - コ 救急救命管理料
  - サ 退院後訪問指導料
  - シ 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)・(Ⅱ)
  - ス在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料
  - セ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料
  - ソ 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料
  - タ在宅患者訪問薬剤管理指導料
  - チ 在宅患者訪問栄養食事指導料
  - ツ 在宅患者緊急時等カンファレンス料
  - テ精神科訪問看護・指導料



## 外来感染対策向上加算(施設基準)

1 外来感染対策向上加算に関する施設基準

次のいずれにも該当すること。

- (1)<u>診療所</u>であること。
- (2) 感染防止に係る部門「以下「感染防止対策部門」という。」を設置していること。ただし、別添3の第20の1の(1)イに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。
- (3) 感染防止対策部門内に、専任の医師、看護師又は薬剤師その他の医療有資格者が院内感染管理者として配置されており、 感染防止に係る日常業務を行うこと。なお、当該職員は別添3の第20の1の(1)アに規定する医療安全対策加算に係る 医療安全管理者とは兼任できないが、医科点数表第1章第2部通則7に規定する院内感染防止対策に掲げる業務は行う ことができる。
- (4) 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者の具体的な業務内容が整備されていること。
- (5)(3)の院内感染管理者により、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、 感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を 盛り込んだ手順書(マニュアル)を作成し、各部署に配布していること。
- (6)(3)の院内感染管理者により、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する $\frac{研修}{6}$ を行っていること。なお、当該研修は別添2の第1の3の(5)に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。
- (7)(3)の<u>院内感染管理者</u>は、少なくとも年2回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は<u>地域の医師会</u>が定期的に主催する院内感染対策に関する<u>カンファレンス</u>に参加していること。なお、感染対策向上加算1に係る届出を行った複数の医療機関と連携する場合は、当該複数の医療機関が開催するカンファレンスに、それぞれ少なくとも年1回参加し、合わせて年2回以上参加していること。また、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が主催する、新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年1回以上参加していること。

### 院内研修会についての講師 22年3月31日疑義解釈 問 18

外来感染対策向上加算及び区分番号「A234-2」感染対策向上加算の施設基準において、「感染制御チーム (外来感染対策向上加算にあっては、<u>院内感染管理者</u>。以下本問において同じ。)により、職員を対象と して、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること」とされているが、当該研修は、 必ず感染制御チームが講師として行わなければならないのか。

#### (答)それぞれ以下のとおり。

感染制御チームが当該研修を主催している場合は、必ずしも感染制御チームが講師として行う必要はない。 ただし、当該研修は、以下に掲げる事項を満たすことが必要であり、最新の知見を共有することも求められるものである ことに留意すること。

- ・院内感染対策の基礎的考え方及び具体的方策について、当該保険医療機関の職員に周知徹底を行うことで、個々の職員 の院内感染対策に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能の向上等を図るものであること。
- ・ 当該保険医療機関の実情に即した内容で、職種横断的な参加の下に行われるものであること。
- ・保険医療機関全体に共通する院内感染対策に関する内容について、年2回程度定期的に開催するほか、必要に応じて開催すること
- ・研修の実施内容(開催又は受講日時、出席者、研修項目)について記録すること。 なお、研修の実施に際して、AMR臨床リファレンスセンターが公開している医療従事者向けの資料(※)を活用する こととして差し支えない。
- \* http://amr.ncgm.go.jp/medics/2-8-1.html

### 医療機関外の院内研修会について 22年3月31日疑義解釈 問 19

外来感染対策向上加算の施設基準において、「院内感染管理者により、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること」とされているが、保険医療機関外で開催される研修会への参加により、当該要件を満たすものとしてよいか。

(答)以下のとおり。

不可。



#### **カンファレンスについて** 22年3月31日疑義解釈 問 29

外来感染対策向上加算の施設基準において、「感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること」とされているが、当該カンファレンスの内容は、 具体的にはどのようなものであればよいか。

#### (答)以下のとおり。

(答) 具体的な定めはないが、感染対策向上加算1の届出を行っている保険医療機関は、地域の医師会と連携することとされていることから、感染対策向上加算1の届出を行っている保険医療機関が主催するカンファレンスの内容を参考として差し支えない。なお、例えば、以下に掲げる事項に関する情報の共有及び意見交換を行い、最新の知見を共有することが考えられる。

#### (例)

- ・ 感染症患者の発生状況
- ・ 薬剤耐性菌等の分離状況
- ・ 院内感染対策の実施状況(手指消毒薬の使用量、感染経路別予防策の実施状況等)
- ・ 抗菌薬の使用状況

## 地域の医師会とは 22年4月21日疑義解釈 問2

区分番号「A000」初診料の注11及び区分番号「A001」再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算並びに区分番号「A234-2」感染対策向上加算の施設基準における「地域の医師会」とは、郡市区等医師会及び都道府県医師会のいずれも該当するか。

#### (答)以下のとおり。

そのとおり。



## カンファレスを書面回覧する場合について 22年3月31日疑義解釈 問 14

外来感染対策向上加算及び区分番号「A234-2」感染対策向上加算におけるカンファレンスについて、書面により持ち回りで開催又は参加することは可能か。

#### (答)以下のとおり。

不可

## 新興感染症の発生等を想定した訓練とは 22年3月31日疑義解釈 問 27

外来感染対策向上加算及び区分番号「A 2 3 4 - 2」感染対策向上加算の施設基準において、「新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年1回以上参加していること」とされているが、当該訓練とは、具体的にはどのようなものであるか。また、当該訓練は対面で実施する必要があるか。

#### (答)以下のとおり。

新興感染症患者等を受け入れることを想定した基本的な感染症対策に係るものであり、例えば、個人防護具の着脱の訓練が該当する。また、当該訓練はリアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な機器を用いて 実施して差し支えない。

#### 医療機関間の連携について 22年3月31日疑義解釈 問 15

外来感染対策向上加算及び区分番号「A234-2」感染対策向上加算の届出医療機関間の連携について、以下の場合においては届出可能か。

- ① 特別の関係にある保険医療機関と連携している場合
- ② 医療圏や都道府県を越えて連携している場合

## <u>(答)それぞれ以下のとおり。</u>

- ① 可能。
- ② 医療圏や都道府県を越えて所在する場合であっても、新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際に適切に連携することが可能である場合は、届出可能。



#### 掲示について 22年3月31日疑義解釈 問 21

外来感染対策向上加算及び区分番号「A234-2」感染対策向上加算の施設基準において、「院内感染防止対策に関する**取組事項を掲示**していること」とされているが、具体的にはどのような事項について掲示すればよいか。

### (答)以下内容について掲示すること。

- ・院内感染対策に係る基本的な考え方
- ・院内感染対策に係る組織体制、業務内容
- ・抗菌薬適正使用のための方策
- ・ 他の医療機関等との連携体制

## 有事の際の対応を想定した…保険医療機関等とは? 22年3月31日疑義解釈 問 25

外来感染対策向上加算並びに区分番号「A234-2」の「2」感染対策向上加算2及び「3」感染対策向上加算3の施設基準において、 「有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関等とあら かじめ協議されていること」とされているが、

- ① 「等」にはどのようなものが含まれるか。
- ②具体的には、どのようなことを協議するのか。また、協議した内容は記録する必要があるか。

#### (答)それぞれ以下のとおり。

- ① 保健所や地域の医師会が含まれる。
- ②有事の際に速やかに連携できるよう、例えば、必要な情報やその共有方法について事前に協議し、協議した内容を記録する必要がある。

## 発熱患者の診療を実施する体制とは 22年3月31日疑義解釈 問 10

区分番号区分番号「A000」初診料の注11及び区分番号「A001」再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算(以下単に「外来感染対策向上加算」という。)並びに区分番号「A234-2」の「3」感染対策向上加算3の施設基準における「新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて・・・発熱患者の診療等を実施する体制」について、具体的にはどのような保険医療機関が該当するか。」について、具体的にはどのような保険医療機関が該当するか。

#### (答)以下のとおり。

現時点では、新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関が該当する。

### **有事の際の対応を想定した…保険医療機関等とは?** 22年3月31日疑義解釈 問 25(再掲)

外来感染対策向上加算並びに区分番号「A234-2」の「2」感染対策向上加算2及び「3」感染対策向上加算3の施設基準において、「有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関等とあらかじめ協議されていること」とされているが、

- ① 「等」にはどのようなものが含まれるか。
- ②具体的には、どのようなことを協議するのか。また、協議した内容は記録する必要があるか。

#### <u>(答)それぞれ以下のとおり。</u>

- ① 保健所や地域の医師会が含まれる。
- ② 有事の際に速やかに連携できるよう、例えば、必要な情報やその共有方法について事前に協議し、協議した内容を記録する必要がある。

#### 助言とは? 22年3月31日疑義解釈 問 26

外来感染対策向上加算及び区分番号「A234-2」の「3」感染対策向上加算3の施設基準において、「院内の抗菌薬の適正使用について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関又は地域の医師会から助言を受けること」とされているが、具体的にはどのようなことをいうのか。

#### (答) 以下のとおり。

助言を受ける保険医療機関が、「中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイダンス」における地域の感染管理専門家から、適切に助言を受けられるよう、感染対策向上加算1の届出を行っている保険医療機関や地域の医師会から、助言を受け、体制を整備しておくことをいう。



### 助言とは? 22年3月31日疑義解釈 問 26

外来感染対策向上加算及び区分番号「A234-2」の「3」感染対策向上加算3の施設基準において、「院内の抗菌薬の適正使用について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関又は地域の医師会から助言を受けること」とされているが、具体的にはどのようなことをいうのか。

#### (答)以下のとおり。

助言を受ける保険医療機関が、「中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイダンス」における地域の感染管理専門家から、適切に助言を受けられるよう、感染対策向上加算1の届出を行っている保険医療機関や地域の医師会から、助言を受け、体制を整備しておくことをいう。



## 外来感染対策向上加算(施設基準)

- (8)(7)に規定するカンファレンスは、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(以下「ビデオ通話」という。)が可能な機器を用いて実施しても差し支えない。
- (9) ビデオ通話を用いる場合において、患者の個人情報を当該ビデオ通話の画面上で共有する際は、患者の同意を得ていること。 また、保険医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末においてカンファレンスを 実施する場合には、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応していること。
- (10) 院内の抗菌薬の適正使用について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会から助言を受けること。また、細菌学的検査を外部委託している場合は、薬剤感受性検査に関する詳細な契約内容を確認し、検査体制を整えておくなど、「中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイダンス」に沿った対応を行っていること。
- (11)(3)の院内感染管理者により、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染 防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。
- (12) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示していること。
- (13) 新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する体制を有し、そのことを自治体のホームページにより公開していること。
- (14) 新興感染症の発生時等に、発熱患者の診療を実施することを念頭に、発熱患者の動線を分けることができる体制を有すること。
- (15) 厚生労働省健康局結核感染症課「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に、抗菌薬の適正な使用の推進に資する取組を行っていること。
- (16) 新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携する 感染対策向上加算 1 に係る届出を行った他の保険医療機<mark>関等と</mark>あらかじめ協議されていること。
- (17) 区分番号「A234-2」に掲げる感染対策向上加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。



# 外来感染対策向上加算

連携強化加算 施設基準



# 外来感染対策向上加算 連携強化加算 (施設基準)

1 連携強化加算に関する施設基準

次のいずれにも該当すること。

- (1) 外来感染対策向上加算に係る届出を行っていること。
- (2) 当該保険医療機関が連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、過去1年間に4回以上、 感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っていること。なお、令和5年3月31日までの間に限り、当 該基準を満たすものとみなすものであること。
- 2 届出に関する事項

連携強化加算に係る届出は、別添7の様式1の5を用いること。

# 外来感染対策向上加算

サーベイランス強化加算 施設基準



# 外来感染対策向上加算 サーベイランス強化加算 (施設基準・疑義解釈)

- 1 サーベイランス強化加算に関する施設基準
  - (1) 外来感染対策向上加算に係る届出を行っていること。
  - (2)院内感染対策サーベイランス(JANIS)、感染対策連携共通プラットフォーム(J-SIPHE)等、地域や全国の サーベイランスに参加していること。
- 2 届出に関する事項

サーベイランス強化加算に係る届出は、別添7の様式1の5を用いること。

## JANIS,J-SIPHEについて <u>22年5月13日</u>疑義解釈 問 1

区分番号「A 0 0 0 」初診料の注 13、区分番号「A 0 0 1 」再診料の注17 及び区分番号「A 2 3 4 - 2 」感染対策向上加算の注 4 に規定するサーベイランス強化加算並びに区分番号「A 2 3 4 - 2 」の「1 」感染対策向上加算 1 の施設基準における「院内感染対策サーベイランス(J A N I S )、感染対策連携共通プラットフォーム(J - S I P H E )等、地域や全国のサーベイランスに参加していること」について、

- ① 「疑義解釈資料の送付について(その 1)」(令和 4 年 3 月 31 日事務連絡)別添 1 の問 20 における「JANISの検査部門と同等のサーベイランス」とは、具体的にはどのようなものを指すのか。
- ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく感染症発生動向調査は該当するか。
- ③ 地域において感染症等に係る情報交換を行うことを目的としたネットワークは該当するか。
- ④ 参加医療機関において実施される全ての細菌検査の各種検体ではなく、特定の臓器や部位等の感染症に限定して、細菌の分離頻度、その抗菌薬感受性や抗菌薬の使用状況等に係る調査が実施されているものは該当するか。
- ⑤ サーベイランス強化加算について、新たにJANIS又はJ-SIPHEに参加する場合、どの時点から当該要件を満たすものとしてよいか。

#### (答) それぞれ以下のとおり。

- ① 例えば、細菌検査により各種検体から検出される主要な細菌の分離頻度、その抗菌薬感受性や抗菌薬の使用状況を継続的に収集・解析し、医療機関における主要菌種・主要な薬剤耐性菌の分離状況や抗菌薬使用量を明らかにするための薬剤耐性に関連する調査等を含むものを指す。
- ② 該当しない。
- ③参加している各保険医療機関において細菌の分離頻度、その抗菌薬感受性や抗菌薬の使用状況等に係る調査が実施されておらず、単に感染症等に係る情報交換を行っている場合は、該当しない。
- ④ 特定の臓器や部位等の感染症に限定して調査が実施されている場合は、該当しない。
- ⑤ サーベイランス強化加算については、保険医療機関が新たにJANIS又はJ-SIPHEに参加する場合、令和5年3月31日までの間に限り、JANIS又はJ-SIPHEの参加申込書を窓口に提出した時点から当該要件を満たすものとして差し支えない。この場合、サーベイランス強化加算の施設基準の届出を行う際に、当該参加申込書の写しを添付すること。

なお、参加医療機関から脱退した場合は、速やかにサーベイランス強化加算の届出を取り下げること。



# 外来感染対策向上加算

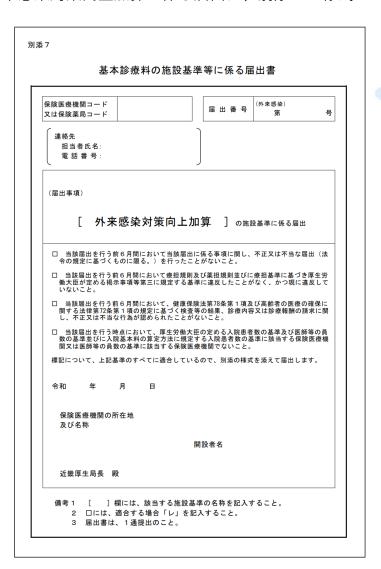
届出関連



# 外来感染対策向上加算(届出関連)

#### ・届出に関する事項

外来感染対策向上加算に係る届出は、別添了の様式1の4を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。



1 院内感染管理者				
	氏 名		職	重
2 抗菌薬適正使用	のための方策			
3 連携保険医療機 医療機関名	関名又は地域の医的 開設者名	新会 	所在地	
户/水(X)为"L	max a a		MILE.	
4 都道府県等の要請	を受けた新興感染症	の発生時等の体制		
発熱患者の診療等	を実施する体制			
上記について公表されて	ている自治体のホームペ	-ÿ:(		
[記載上の注意]				
		立置付けが確認できる文書	を添付すること(医療	原安全対策
	部門と併せての添付でも		57 to 1. 1. at at at at 17 (1).	
	門の業務指針及ひ院内側 医療安全対策部門と併t	感染管理者の業務内容が明 サイの気付でもよい)	記された文書を添付	すること
		」に係る届出を行った保険	医療機関又は地域の	医師会から
			E-// 18/12/24/01-13-94-7	
3 「2」は、連携す	内容を盛り込んだ手順制	書を添付すること。		

# 外来感染対策向上加算(届出関連)

・届出に関する事項 連携強化加算/サーベイランス強化加算 様式1の5

連携強化加算・サーベイランス強化加算に係る届出書添付書類

1 以下のうち、届出を行う加算をO印で囲むこと。

連携強化加算

サーベイランス強化加算

2 過去1年間に、感染症の発生状況等について報告を行った感染対策向上加算1の保 険医療機関名

報告年月日	報告した医療機関名	開設者名	所在地
	I		

3 サーベイランスの参加状況

[記載上の注意]

事業名:(

- 1 「2」は、連携強化加算を届け出る場合のみ記載すること。
- 2 「3」は、サーベイランス強化加算を届け出る場合のみ記載すること。また、サーベイランス事業の参加状況がわかる文書を添付すること。



(参考)

# 感染対策向上加算

(参考) 指導強化加算 施設基準

<u>外来感染対策向上加算</u>への助言について



# (参考) A234-2 感染対策向上加算1 指導強化加算(施設基準・疑義解釈)

- (1) 感染対策向上加算1の届出を行っている保険医療機関であること。
- (2) 感染制御チームの専従医師又は看護師が、過去1年間に4回以上、感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った保険医療機関に赴き院内感染対策に関する助言を行っていること。なお、令和5年3月31日までの間に限り、当該基準を満たすものとみなす。

#### 助言とは 22年3月31日疑義解釈 問30

区分番号「A234-2」感染対策向上加算の注2に規定する指導強化加算の施設基準において、「過去1年間に4回以上、感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は<u>外来感染対策向上加算</u>に係る届出を行った保険医療機関に赴き院内感染対策に関する助言を行っていること」とされているが、

- ① 「院内感染対策に関する助言」について、抗菌薬の適正使用に関する助言を行った場合も当該要件を満たすものとしてよいか。
- ② 複数の保険医療機関と連携している場合、1施設につき1年間に4回以上助言を行う必要があるか。

#### (答) それぞれ以下のとおり。

- ① よい。
- ② 複数の保険医療機関と連携している場合には、複数の保険医療機関に対して助言を行った数の合計が過去1年間に4回以上であれば当該要件を満たすこととして差し支えない。

※指導強化加算は、外来感染対策向上加算では**算定不可**、上記はあくまでも**助言**に関する考え方。

